

目 次

第 1	はじめに.....	3
第 2	本件原子力発電所に係るテロ対策.....	3
1	設置許可基準規則を踏まえた対策.....	3
2	原子炉等規制法を踏まえた対策.....	4
3	国民保護法等を踏まえた対策.....	6
4	小括.....	6
第 3	原告らの主張への反論.....	7
第 4	まとめ.....	8

第1 はじめに

原告らは準備書面28・7～12頁及び同42において、被告九州電力が講じているテロ対策の不備等を主張する。

本書面では、本件原子力発電所に係るテロ対策について述べた上で、原告らの主張に反論する。

第2 本件原子力発電所に係るテロ対策

被告九州電力は、以下のとおり、設置許可基準規則¹、原子炉等規制法²、国民保護法³等を踏まえて、本件原子力発電所に係るテロ対策を講じている。

1 設置許可基準規則を踏まえた対策

設置許可基準規則は、発電用原子炉施設への人の不法な侵入、発電用原子炉施設に不正に爆発性又は易燃性を有する物件その他人に危害を与え、又は他の物件を損傷するおそれがある物件が持ち込まれること、及び不正アクセス行為を防止するための設備を設けることを要求しており（設置許可基準規則7条）、不正アクセス行為には、サイバーテロへの対策も含まれるとしている【乙イA62（15頁）】。また、同規則は、可搬型重大事故等対処設備⁴について、地震、津波その他の自然現象又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる影響を考慮した上で常設重大事故等対処設備⁵と異なる保管場所に保管することを要求している（設置許可基準規則43条3項5号）。

これらを踏まえ、被告九州電力は、区域を設定し、その区域を人の容易な侵入を防止するための柵、鉄筋コンクリート造の壁等の障壁によって防護した上で、巡視、監視等を行うことにより、接近管理及び出入管理を適切に行うとともに、核物質防護上の措置が必要な区域については、探知施設を設け、警報、映像等を集

¹ 正式には、「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則」という。

² 正式には、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」という。

³ 正式には、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律」という。

⁴ 可搬型重大事故等対処設備：重大事故等に対処するための機能を有する設備（重大事故等対処設備）のうち可搬型のもの（設置許可基準規則43条2項）

⁵ 常設重大事故等対処設備：重大事故等対処設備のうち常設のもの（設置許可基準規則43条2項）

中監視している。さらに、防護された区域の内部においても、施錠管理により、発電用原子炉施設等の防護のために必要な設備又は装置の操作に係る情報システムへの不法な接近を防止している。また、本件原子力発電所に不正に爆発性又は易燃性を有する物件その他人に危害を与え、又は他の物件を損傷する恐れがある物件を持ち込むこと（郵便物等による発電所外からの爆破物及び有害物質の持ち込みを含む。）を防止するため、核物質防護対策として持ち込み点検を実施するとともに、サイバーテロを含む不正アクセス行為を防止するため、核物質防護対策として、発電用原子炉施設等の防護のために必要な設備又は装置の操作に係る情報システムが、電気通信回線を通じた不正アクセス行為を受けないよう、当該情報システムに対する外部からのアクセスを遮断している。

また、被告九州電力は、地震、津波その他の自然現象又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる影響、設計基準事故対処設備⁶等、常設重大事故等対処設備の配置その他の条件を考慮し、さらに設計基準事故対処設備等及び常設重大事故等対処設備が設置されている建屋並びに屋外の設計基準事故対処設備等又は常設重大事故等対処設備から100mの離隔距離を確保した上で、複数個所に分散するなどして保管している。【乙イB56-9（84，256～258頁），乙イA64-2（175～177頁）】

2 原子炉等規制法を踏まえた対策

原子炉等規制法43条の3の6第1項3号は、原子力発電所を設置する者が重大事故等対策に係る技術的能力を有していることを求めており、具体的には、原子力規制委員会が定める重大事故等防止技術的能力基準⁷において、大規模な自然災害又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによって原子炉施設の大規模な損壊が生じた場合における体制の整備に関し、手順書の整備、当該手順書に従って活動を行うための体制及び資機材の整備が要求されている（重大事故等防止技術的能力基準2.1）。【乙イA63（7頁），乙イA64-2（175～177頁）】

⁶ 設計基準事故対処設備：設計基準事故に対処するための安全機能を有する設備（設置許可基準規則2条2項十三号）

⁷ 正式には、「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」という。

これを踏まえ、被告九州電力は、以下のとおり大規模な損壊が生じた場合における体制の整備を行っている【乙イB56-9（406～410頁）】。

(1) 手順書の整備

大規模な自然災害又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる大規模損壊の発生時には、施設の損壊状況等の迅速な把握を試みるとともに断片的に得られる情報、確保できる人員及び使用可能な設備により、環境への放射性物質の放出低減を最優先に考えた対応を行うこととし、重大事故等対策において整備する手順等に加えて、可搬型設備による対応を中心とした多様性及び柔軟性を持たせた手順等を整備している。

(2) 教育、訓練の実施

大規模損壊への対応のための緊急時対策本部要員等への教育及び訓練については、重大事故等対策にて実施する教育及び訓練に加え、大規模損壊発生時に対応する手順及び事故対応用の資機材等の取扱い等を習得するための教育及び訓練を実施している。具体的には、大規模損壊発生時に通常の指揮命令系統が機能しない場合を想定して緊急時対策本部要員（指揮者等）への個別の教育訓練を実施するとともに、要員が、それぞれに割り当てられた役割に応じた対応だけでなく、本来の役割とは異なる作業等についても流動性をもって対応できるよう、緊急時対策本部要員等に対する教育訓練の充実を図っている。

(3) 体制の整備

大規模損壊発生時の体制については、通常の子力防災体制を基本としつつ、通常とは異なる対応が必要となる場合にも流動性を持って大規模損壊発生時の対応手順に従った活動を行うことができるよう、夜間・休日の人員確保や中央制御室の機能喪失（運転員（当直員）を含む）を考慮して体制を整備している。緊急時対策本部要員等が活動を行うにあたっての拠点は、耐震構造の代替緊急時対策所又は緊急時対策所（緊急時対策棟内）を基本としている。

また、大規模損壊発生時における発電所外部からの支援体制として、本店対策

本部（福岡）が速やかに確立できるよう体制を整備するとともに、他の原子力事業者及び原子力緊急事態支援組織へ応援要請し、技術的な支援が受けられるよう体制を整備している。さらに、協力会社及び建設会社より現場作業や資機材輸送等に係る要員の派遣を要請できる体制、プラントメーカーによる技術的支援を受けられる体制も構築している。

(4) 設備及び資機材の整備

大規模損壊発生時の対応手順に従って活動を行うために必要な可搬型重大事故等対処設備は、共通要因による損傷を防止することができるよう、同等の機能を有する設計基準事故対処設備及び常設重大事故等対処設備と同時に外部事象の影響を受けにくい場所に保管するとともに、同時に複数の可搬型重大事故等対処設備が機能喪失しないよう、可搬型重大事故等対処設備同士の距離を十分に離して、複数箇所に分散して配置している。

また、大規模な自然災害又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズム発生時の対応に必要な資機材は、原子炉建屋及び原子炉補助建屋から100m以上離隔距離を確保した場所に分散して配備することとし、①消火活動を実施するために着用する防護具、消火剤、小型放水砲等、②高線量の環境下において事故対応を行うための高線量対応防護服等、③指揮者と現場間、発電所外等との連絡のための多様な通信機器等を配備している。

3 国民保護法等を踏まえた対策

ミサイル攻撃等の大規模なテロ攻撃に対しては、国民保護法等に基づき、緊急対処事態として国が対策本部を設置し、原子力災害への対処、放射性物質による汚染への対処等にあたり、被告九州電力を含む原子力事業者は、国と連携してこれに対処することとしている。

4 小括

以上のとおり、テロ対策は、設置許可基準規則のみならず、様々な法令に基づき実施され、テロの発生を防止する対策、仮に発生した場合における消火活動や大

気中への放射性物質の拡散を防止する対策等が適切に講じられている。

第3 原告らの主張への反論

原告らは、被告九州電力が講じているテロ対策について、侵入者対策、内部脅威対策、航空機衝突対策、ミサイル攻撃対策及びサイバーテロ対策について不備があり、本件原子力発電所において、テロにより深刻な災害が発生する具体的危険性がある旨主張する（原告ら準備書面42・7～12頁）。

しかしながら、上記第2の1で述べたとおり、被告九州電力は、区域を設定し、その区域を柵、鉄筋コンクリート造の壁等の障壁によって防護した上で、巡視、監視等を行うことにより徹底した侵入者対策を講じており、侵入者を想定した訓練についても、警察及び海上保安庁と連携しつつ、定期的を実施している。あわせて、安全確保のために重要な設備を含む区域では、二人以上の者が同時に作業又は巡視を行うこと（ツーマンルール）としており（実用炉規則⁸91条2項15号、同16号等）、内部者の不審行為に対する対策も適切に講じている。さらに、大規模な自然災害又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによって原子炉施設の大規模な損壊が生じた場合における体制を整備していること、ミサイル攻撃等の大規模なテロ攻撃に対して国と連携して対処することとしていること、及びサイバーテロを含む不正アクセス行為を防止する対策を適切に講じていることについても、上記第2で述べたとおりである。その他、被告九州電力は、USBメモリを介したウイルス感染の防止対策として、事前に許可されたUSBメモリでなければ重要システム⁹に接続できないよう厳格な管理体制を構築している。

また、そもそも我が国の法制上、テロリズムを含む犯罪の予防及び鎮圧は警察の責務とされており（警察法2条1項）、原子力災害対策特別措置法も、3条において、原子力災害の発生防止に関し事業者に万全の措置を講ずる責務を課す一方で、4条の2において、国は、テロリズムその他の犯罪行為による原子力災害の発生も想定し、これに伴う被害の最小化を図る観点から、警備体制の強化、原子力

⁸ 正式には、「実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則」という。

⁹ 重要システム：発電用原子炉施設の制御・保護設備及び特定核燃料物質の防護のために必要な設備又は装置の操作に係る情報システム。

事業所における深層防護の徹底，被害の状況に応じた対応策の整備その他原子力災害の防止に関し万全の措置を講ずる責務を有すると規定している。このような原子力利用に関する法令の規定からすれば，原子力発電所を含む原子炉施設のテロリズムその他の犯罪行為に対する安全性の確保については，国の責務であることを基本としつつ，施設の構造及び設備並びに重大事故等対策の観点からの規制を通じて事業者にも一定の責務を課しているものと考えられ，設置許可基準規則等の定めはこれが具体化されたものであるといえる。

第4 まとめ

以上のおり，被告九州電力は本件原子力発電所に係るテロ対策を適切に講じていること，そもそも我が国の法制上，テロリズムを含む犯罪の予防及び鎮圧は国の責務とされていることから，テロにより本件原子力発電所において深刻な災害が発生する具体的危険性があるとする原告らの主張には理由がない。

以上